

作業環境測定を行うべき作業場と測定の内容等

- 作業環境測定は、以下の表に掲げる作業場について行うことが法令で義務付けられています。
- 有資格者(作業環境測定士)に行わさせなければならないもの(数字に○印が付いているもの。「指定作業場」といいます)と、職場の担当者が行えるものがあります。

| 作業環境測定を行うべき作業場 | | 測定 | | | | |
|------------------------|--|---|--|---------------|----------------------|---|
| 作業場の種類(労働安全衛生法施行令第21条) | | 関係規則 | 測定の種類 | 測定回数 | 記録の保存年数 | |
| ※① | 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場 | 粉じん則26条 | 空気中の濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率 | 6月以内ごとに1回 | 7 | |
| 2 | 暑熱、寒冷または多湿屋内作業場 | 安衛則607条 | 気温、湿度、ふく射熱 | 半月以内ごとに1回 | 3 | |
| 3 | 著しい騒音を発する屋内作業場 | 安衛則590、591条 | 等価騒音レベル | 6月以内ごとに1回 | 3 | |
| 4 | 坑内の作業場 | イ 炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場 | 安衛則592条 | 炭酸ガスの濃度 | 1月以内ごとに1回 | 3 |
| | | ロ 28℃を超え、または超えるおそれのある作業場 | 安衛則612条 | 気温 | 半月以内ごとに1回 | 3 |
| | | ハ 通気設備のある作業場 | 安衛則603条 | 通気量 | 半月以内ごとに1回 | 3 |
| 5 | 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの | 事務所則7条 | 一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度 | 2月以内ごとに1回 | 3 | |
| 6 | 放射線業務を行う作業場 | イ 放射線業務を多量な管理区域 | 電離則54条 | 外部放射線による線量等量率 | 1月以内ごとに1回 | 5 |
| | | ロ 放射性物質取扱作業室 | 電離則55条 | 空気中の放射性物質の濃度 | 1月以内ごとに1回 | 5 |
| | | ハ 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場 | | | | |
| ※⑦ | 特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場等 | 特化則36条 | 第1類物質または第2類物質の空気中の濃度 | 6月以内ごとに1回 | 3 (特定の物質については30年) | |
| | 石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場 | 石綿則36条 | 石綿の空気中における濃度 | 6月以内ごとに1回 | 40 | |
| ※⑧ | 一定の鉛業務を行う屋内作業場 | 鉛則52条 | 空気中の鉛の濃度 | 1年以内ごとに1回 | 3 | |
| △⑨ | 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場 | 酸欠則3条 | 第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度 第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素及び硫化水素の濃度 | 作業開始前等ごと | 3 | |
| ※⑩ | 有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場 | 有機測28条 | 当該有機溶剤の濃度 | 6月以内ごとに1回 | 3 | |

- (注) 1. ○印(1・6ロハ・7・8・10)は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。
2. ※印(1・7・8・10)は、作業環境測定評価が適用される作業場を示す。
3. △印(9)の酸素欠乏危険場所における酸素濃度または硫化水素濃度の測定は、酸素欠乏危険作業主任者が行わなければならない。

作業環境測定の流れ

お問い合わせと事前調査

作業場の図面・対象物質の確認 ⇒ 測定点を決定
必要であれば現地確認します



測定日程の決定

初回の測定日時を決めます (以降は定期的に測定)



測定

作業場ごとに測定します (目安として1時間)



分析

測定法に示された方法により測定します



評価

評価基準により評価し管理区分を決定します



報告

報告書を作成し、ご説明します (改善点をご提案)

作業環境測定依頼書

富士企業株式会社 行

※太枠内は必ずご記入ください。報告書の訂正はできませんので、記入事項は十分ご確認ください。

| | | | |
|---------------------|--------------------------|------|---|
| 依頼者 (法人の場合はその名称) | フリガナ | 担当課 | |
| | | 担当名 | |
| 依頼者住所 | 〒 | TEL | |
| | | FAX | |
| 成績書宛名 | 依頼者と異なる場合のみご記入ください。 | | |
| 業務名 (工事名等) | | | |
| 報告書受領 (郵送宛先) | 依頼者と異なる場合のみご記入ください。 〒 | 発行部数 | |
| | | | 部 |
| 支払方法 (請求宛先) | 依頼者と異なる場合のみご記入ください。 〒 | 支払方法 | |
| | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------|---|---|----------|---|----|------|--|
| 測定希望日 | 年 | 月 | 日 | AM PM | 時 | 分～ | ご担当者 | |
| 作業場名称 | | | | | | | | |
| 取扱い物質 | 名称 | | | | | | | |
| | 用途 | | | | | | | |
| 作業内容 | 出来るだけ詳しくご記入下さい。 | | | | | | | |
| 注意事項／順守事項 (構内制限速度、立入禁止区域など) | | | | | | | | |

ご相談から測定までの流れ

ご相談

作業環境測定士がご相談を承ります

測定

作業環境測定士が測定致します

分析

第一種作業環境測定士が実施します

解析・評価

評価基準に従い評価します

測定結果のご報告

測定を担当した作業環境測定士がご報告します

お問い合わせ先

富士企業株式会社

担当：環境技術部（環境分析センター）
木村、濱崎、榎本、山口、山岡
〒731-5136
広島市佐伯区楽々園四丁目6番19号

TEL 082-923-9957

FAX 082-923-0244

※本依頼書に記載された情報は、成績書、業務連絡、事業活動及び提供するサービス以外には使用致しません。

※報告書の発行は3部までは料金に含まれております。4部以上につきましては、1部当り2000円の発行手数料を申し受けます。